

災害時要援護者登録

災害時要援護対象者

- ▼身体障害者で肢体1・2級、視覚1・2級、聴覚2級の人
- ▼精神障害者で1級の人
- ▼知的障害者で療育手帳A判定の人
- ▼要介護等認定者で要介護3以上の人
- ▼70歳以上の高齢者のみの世帯

※施設、病院などに長期入所・入院している人を除く

◎上記対象者以外でも、申請いただくと災害時要援護者として登録します。詳しくは、危機管理室(☎63-7271)または、健康福祉政策室(☎63-7579)へご連絡ください。より迅速な支援につなげるためにも、制度にご理解をいただき、積極的な登録をお願いします。

登録方法

対象者には、2月中旬に災害時要援護者登録申請書(兼個人情報提供の同意書)を送付予定ですので、これを市へ提出してください。

※登録申請書は、今年新しく対象となる人と、昨年登録の意思表示をしていない人に送付します。

16年前の1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊などで閉じ込められたり、生き埋めになったりした人のうち、自力で脱出、あるいは、家族・友人・隣人・通行人に助けられたのは約98%。一方、消防などの救助隊に助けられたのは、わずか2%弱でした。

このように、大規模災害時は、避難支援に携わる地域関係者に氏

地域の助け合いで活用される要援護者の同意者名簿

市は、災害時要援護対象者に、自分の身は自分で守る「自助」、家族や地域で助け合う「共助」が不可欠となります。市では、一部の地域で進められていた要援護者支援の取組を全地域に広めたいと考え、昨年、「災害時要援護者支援制度」をスタートさせました。

大規模災害時には地域での助け合いが命を救う

市では、一部の地域で進められていた要援護者支援の取組を全地域に広めたいと考え、昨年、「災害時要援護者支援制度」をスタートさせました。

☎危機管理室 ☎63-7271 健康福祉政策室 ☎63-7579

市では、地震や台風などの大規模災害時に、自力避難が困難な人(災害時要援護者)の情報を把握。これを安否確認や避難誘導といった地域での助け合いに活用していただく、「災害時要援護者支援制度」を昨年2月にスタートさせ、全市的にその取組を広めています。今号では、制度の概要とすずらん台地域の取組を紹介します。

災害時要援護者支援制度スタートからもうすべ1年 いざというとき 期待される 地域 の力

名や住所などの個人情報を提供することへの同意を確認します。その後、同意した人の名簿を作成し、支援体制の整った地域づくり組織にこの名簿を提供しています。地域関係者は、名簿に記載された人のお宅を訪問し、「支援者はだれにするのか?」「必要な支援は何か?」などを聞き、個別台帳を作成。災害発生時には迅速に安否確認や避難誘導を行います。ただし、この制度は、地域の助け合いによって少しでも災害時の被害を減らそうとするもので、支援する地域の皆さんが責任を負うものではありません。そのため、支援を希望する皆さんも地域行事などに参加するなど、顔と顔が見える関係をつくっておくことが大切です。

すずらん台地域ではこのように取り組んでいます

すずらん台地域では、4地区のうち1地区で平成18年から、地区社会福祉協議会を中心に災害時要援護者支援に取り組んでいました。

この取組を地域全体で行わなければならないと考えていたときに、「災害時要援護者支援制度」がスタートし、取組を広める良いきっかけとなりました。

地域の皆さんに要援護者支援の取組を知っていただき、支援を必要とするすべての人に登録していただきたいです。支援者となる皆さんには、平時より隣近所を気にしていただき「向こう3軒、両隣」の結びつきを強め、昔の近所付き合いに戻していきたいと考えています。



すずらん台町づくり協議会
会長 橋本 臣平さん

①地域住民へのお知らせ

「市民センターだより」や「町づくりニュース」で、災害時要援護者支援制度の運用開始と、聞き取り調査や、支援していただける人への訪問などの事業スケジュールをお知らせしました。

②要援護者の個別台帳を作成

市から提供を受けた名簿をもとに、自治会役員と民生・児童委員の2人が要援護者宅を訪問し、災害時に必要な支援や、支援をお願いできるご近所や顔なじみの人などを聞き取り、個別台帳を作成しました。

③支援者への協力要請

要援護者に聞き取りした支援者宅を自治会役員と民生・児童委員の2人が訪問し、災害時の支援や日ごろの見守りなどの協力をお願いしています。



▲支援者(中央)に協力要請に行くと、「任せといて!」と快い返事をいただいていた。

④個別台帳の情報を地図に記入

個別台帳の情報を住宅地図に記入して、要援護者、支援者などの情報を一目で分かるようにします。 ※3月末までに作成予定